

問題 1

1	研究
2	開発
3	平和
4	安全
5	自主的
6	公開
7	計画的
8	防止
9	防護
10	規制
11	原子核分裂
12	有用物質
13	化学的方法
14	一メガ電子ボルト
15	自然放射線
16	汚染の除去
17	管理区域
18	貯留槽
19	ろか装置
20	導管

問題 2

1	実施方針
2	実施計画
3	関係法令
4	保安規定の遵守
5	構造
6	性能
7	操作
8	放射線
9	核燃料物質
10	取扱い
11	非常の場合
12	海水
13	海底土
14	海産生物

15	漁具
16	種類別
17	濃度
18	表面
19	密度
20	一月

問題 3

1	検査のつど	施設定期自主検査終了後五年が経過するまでの期間
2	一日間の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごとに一回	十年間
3	毎週一回	十年間
4	連続して	一年間
5	開始及び停止のつど	一年間
6	修理のつど	一年間
7	そのつど	第七項に定める期間 (廃止措置が終了し、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けるまで)
8	連続して	十年間
9	実施のつど	三年間
10	当該文書又は記録の作成又は変更のつど	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間

問題 4

1	放射線量
2	分布の均一性
3	重量
4	汚染の性状
5	放射性物質の組成比
6	計算
7	測定条件
8	形状
9	材質
10	異物の混入
11	核燃料物質の譲渡し

12	土壌
13	残存する施設
14	放射線による障害の防止
15	核燃料物質
16	核燃料物質によつて汚染された物
17	廃棄
18	放射線管理記録
19	指定する機関
20	引渡し

問題 5

1	保安
2	特定核燃料物質
3	0. 1
4	確認
5	0. 4
6	四
7	二
8	百
9	核燃料輸送物を専用積載
10	三十八
11	九
12	八百
13	火災が起こった場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報する
14	核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止する
15	放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告する
16	核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行う
17	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずる
18	緊急作業を行う場合には、第十七条第八号の規定にかかわらず、放射線業務従事者をその線量当量が主務大臣の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させる

13～18 については、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」のうち、「第二十六条（危険時の措置）」から記載

（危険時の措置）

第二十六条

法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 核燃料輸送物に火災が起こり、又は核燃料輸送物に延焼するおそれのある火災が起こった場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
  - 二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
  - 三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。
  - 四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がり防止及び汚染の除去を行うこと。
  - 五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
  - 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十七条第八号の規定にかかわらず、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者に書面で申し出た者に限る。）をその線量当量が主務大臣の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

以 上